

【令和6年4月改正】庄内町総合事業 利用回数と単位数

■利用回数 網掛け箇所が、原則の利用回数を超えるケースです。

		訪 問		通 所	
		従前相当	A型	従前相当	A型
事業対象者	週1回程度	月4回まで	月4回まで	月4回まで	月4回まで
	週2回程度	月8回まで	月8回まで	月8回まで	月8回まで
	週2回超え	月12回まで	月12回まで	—	—
要支援1	週1回程度	月4回まで	月4回まで	月4回まで	月4回まで
	週2回程度	月8回まで	月8回まで	—	—
要支援2	週1回程度	月4回まで	月4回まで	月4回まで	月4回まで
	週2回程度	月8回まで	月8回まで	月8回まで	月8回まで
	週2回超え	月12回まで	月12回まで	—	—

■単位数

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	R6.4.1 合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	2411	訪問型サービス21	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2	2421	訪問型サービス／221(サービスA)	(1)生活援助が中心である場合	201	
A6	1113	通所型サービス21	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	
A6	1123	通所型サービス22	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	
A6	1213	通所型独自サービス／221(サービスA)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305	
A6	1223	通所型独自サービス／222(サービスA)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313	
		□ 1月当たりの回数を定める場合			